

答 申

諮問第65号

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった「平成22年9月14日付海建総第146号で、〇〇〇〇宛公文書非開示決定通知書を受けとった。開示請求に係る公文書を保有していない理由として、①作成又は取得していない為としているが、当該地積測量には〇〇〇〇〇地番が記載されている。無番地の国有地に〇〇〇〇〇等附した根拠となる公文書」を保有していないとして行った非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成22年12月16日付けで「平成22年9月14日付海建総第146号で、〇〇〇〇宛公文書非開示決定通知書を受けとった。開示請求に係る公文書を保有していない理由として、①作成又は取得していない為としているが、当該地積測量には〇〇〇〇〇地番が記載されている。無番地の国有地に〇〇〇〇〇等附した根拠となる公文書の開示。」として開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対して、「作成又は取得していないため」との理由で公文書を保有していないとして、非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成23年1月4日付けで異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成23年1月7日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「異議申立てに係る処分を取り消し、無番地（国有地）の取得証明等文書を「作成又は取得していない」のに無番地（国有地）に「〇〇〇〇〇」等附した根拠となる公文書を開示せよ。」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び審査会における意見陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成10年11月20日起案、海建第5310号「官民境界の明示について」に添付されている測量図には、和歌山市上三毛字東山田〇〇〇〇〇（以下「当該地」という。）等の地番が、旧公図では無番地（国有地）であったはずの土地の場所に付されている。旧公図においては、当該地等の地番は、上記無番地（国有地）とは別の場所に位置する既登記地番である。
- (2) 国が無番地（国有地）を民有地として払下げすることなく、地番を付すことはできないはずである。また、既登記地番を他の場所に付すということは、不動産登記法上あり得ないことである。別の場所で登記されている当該地等の地番を、払下げでなく、他の方法によって付したのであれば、その証拠を開示せよ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書及び異議申立てに対する非開示決定処分理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 本件処分について

異議申立人は、実施機関が無番地（国有地）に当該地等の地番を付したと主張しているが、実施機関がこのような手続を行った事実はない。したがって、当該事実が記載された公文書は存在し

ないため、「作成又は取得していない」との理由で非開示決定を行った。

2 当該地等の地番について

当該地については、平成10年の境界確定申請者が所有しており、国有地の払下げ等を受けた土地と認定したこともなく、無番地の国有地との認識も持っていない。

境界確定に際して、旧公図を確認しているが、当該地、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇〇〇の土地の並びについては、旧公図と公図の間で変更がない。〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇〇〇の登記簿上の土地所有者が、当該地に隣接して土地を所有し、隣接地所有者として境界明示に同意していることから、公図と現地の状況は一致していると認識している。

当該地から〇〇〇〇〇〇〇の分筆及び当該分筆地の和歌山県への所有権移転の登記が行われた昭和41年当時の地積測量図にも、残地として当該地が表示されている。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 土地の表示に関する登記について

(1) 異議申立人は、実施機関の保有する海建第5310号「官民境界の明示について」添付の測量図（以下「5310号測量図」という。）で、当該地等の地番が、旧公図では無番地（国有地）であるはずの土地の場所に付されているとして、実施機関に対し、「無番地の国有地に〇〇〇〇〇等附した根拠となる公文書」の開示を求めている。一方、実施機関は、実施機関が無番地（国有地）に当該地等の地番を付す手続をした事実はないことから、当該事実が記載された公文書も存在しないと主張している。

(2) 5310号測量図が作成された平成10年当時は、不動産登記法（明治32年法律第24号）第8条第1項で、「登記事務

ハ不動産ノ所在地ヲ管轄スル法務局若クハ地方法務局又ハ其支局若クハ出張所カ管轄登記所トシテ之ヲ掌ル」こととされ、第25条第1項で、「登記ハ法律ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外当事者ノ申請又ハ官庁若クハ公署ノ囑託アルニ非サレハ之ヲ為スコトヲ得ス」とされていた。また、第25条ノ2では、「不動産ノ表示ニ関スル登記ハ登記官職権ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得」とあることから、土地の表示に関する登記は、当事者からの申請、官庁若しくは公署からの囑託又は登記官の職権により、登記所が行うこととなっていた。

第80条では、第1項で「新ニ土地ヲ生ジタルトキハ所有者ハ一个月内ニ土地ノ表示ノ登記ヲ申請スルコトヲ要ス」、第3項で「所有者ノ変更アリタルトキハ新所有者ハ其変更アリタル日ヨリ一个月内ニ第一項ノ登記ヲ申請スルコトヲ要ス」とあり、無番地の土地に新たに地番を付す登記は、登記官の職権によるか、当該地の所有権を取得した者からの申請によるか、いずれかによって行われることとなっていた。

なお、現行の不動産登記法（平成16年法律第123号）においても、土地の表題登記の手続については、同様の規定となっている。

- (3) 上記のように、登記は、登記所によって行われるものであり、実施機関が行うことはない。

実施機関によって、無番地の国有地であった土地に地番を付す登記の根拠となる公文書が作成され、又は取得されるのは、和歌山県が表題登記がない土地の所有権を取得し、表題登記を申請する場合に限られる。

また、不動産登記事務取扱手続準則（昭和52年9月3日法務省民三第473号通達）第116条第1号に「地番は、他の土地の地番と重複しない番号をもって定める。」とあり、異議申立人が主張するように、既登記地番を他の場所に付すということは、あり得ない。

したがって、当審査会は、和歌山県が無番地であった土地を

取得して実施機関が表題登記を申請し、結果、当該地の地番が登記された事実の有無について、判断する。

2 当該地の地番について

当該地の登記記録から、当該地は遅くとも昭和38年の時点で既に登記され、所有者は個人となっている。したがって、実施機関からの申請によって当該地が登記された事実は、存在しない。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、地図訂正が不正に行われた等、「第3 異議申立ての内容要旨」以外の種々の主張をしているが、当審査会は、条例第19条の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、本件処分の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成23年2月22日	○諮問（実施機関）
平成23年3月10日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成23年3月24日	○異議申立人からの意見書を受理
平成23年4月12日	○実施機関からの理由説明書の一部差替えを受理
平成23年4月15日	○審議
平成23年5月13日	○審議

平成23年6月10日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成23年7月19日	○異議申立人からの意見聴取
平成23年8月24日	○審議
平成23年9月14日	○審議